

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

- 当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・ 株券、優先出資証券、投資証券を当社の口座でお預かりする場合の口座管理料は、頂戴しません。
- ・ 外国証券（円建て債を除きます）をお預かりする場合には、以下に記載の外国証券取引口座管理料を頂戴いたします。
- ・ 上記のほか、株券、優先出資証券、投資証券、E T F を他社へ預け替えする場合は裏面に記載の株券等の預け替え手数料を頂戴いたします。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。外国証券（円建て債を除きます）をお預かりする場合は、口座管理料が必要となります。また、株券、優先出資証券、投資証券、E T F を他社へ預け替える場合は預け替え手数料が必要となります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券総合取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約のお申し出があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

| | | |
|-------------|-----------------|---------|
| 外国証券取引口座管理料 | 1 口座につき | |
| | ・ 1 年を計算期間とする場合 | 3,300 円 |
| | ・ 3 年を計算期間とする場合 | 7,920 円 |

| | | |
|---|---------------|---------|
| 株券等の預け替え手数料 | 1 銘柄 1 名義人につき | |
| | ・ 1 単元以下の場合 | 1,100 円 |
| | ・ 2 単元以下の場合 | 1,650 円 |
| | ・ 3 単元以下の場合 | 2,200 円 |
| | ・ 4 単元以下の場合 | 2,750 円 |
| | ・ 5 単元以下の場合 | 3,300 円 |
| | ・ 6 単元以下の場合 | 3,850 円 |
| | ・ 7 単元以下の場合 | 4,400 円 |
| | ・ 8 単元以下の場合 | 4,950 円 |
| | ・ 9 単元以下の場合 | 5,500 円 |
| | ・ 10 単元以下の場合 | 6,050 円 |
| ・ 10 単元超の場合 | 一律 6,600 円 | |
| ※1 単元に満たない端数は、1 単元として取り扱います。 | | |
| ※複数の銘柄を預け替える場合、銘柄ごとの単元株数に応じた手続き料がかかります。 | | |

※上記金額は消費税相当額を含みます。

当社の概要

| | |
|----------|--|
| 商号等 | 寿証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第7号 |
| 本店所在地 | 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄三丁目3番21号 セントライズ栄301 |
| 連絡先 | 寿証券本店 052-261-0211 又はお取引のある営業所にご連絡ください。 |
| 加入協会 | 日本証券業協会 |
| 指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター |
| 資本金 | 3億500万円 |
| 主な事業 | 金融商品取引業 |
| 設立年月 | 昭和19年3月 |

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄三丁目3番21号 セントライズ栄301

電話番号：052-261-0211

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）